

佐賀県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月十二日から平成二十二年二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 嬉野塩田線	嬉野市塩田町大字大草野字居役丙一 八五五番一地先から 嬉野市塩田町大字大草野字前田丙二 ○四八番二地先まで	平成二二・一・一二